

「総量削減義務と排出量取引制度」  
指定相当地球温暖化対策事業所

該当届出書

～ 記入要領 ～

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）  
東京都地球温暖化対策指針

東京都環境局  
2024年4月

# 目次

はじめに	2
1 指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書について	3
2 指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書の記入例	5
・届出者が複数存在する場合の添付書類	7
・その2	9
・その3	11
3 補足資料 【日本標準産業分類：大分類・中分類】	13

# はじめに

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）では、総量削減義務と排出量取引制度の対象となる事業所を、「指定地球温暖化対策事業所」及び「特定地球温暖化対策事業所」として位置付けています。

また、東京都地球温暖化対策指針において、中小企業等が二分の一以上所有する事業所を「指定相当地球温暖化対策事業所」（総量削減義務の対象外）として位置付け、大規模事業所の所有者としての地球温暖化対策の推進義務や地球温暖化対策計画書の提出・公表等が必要であることを定めています。

指定地球温暖化対策事業所以外の事業所がこれに初めて該当した場合は、「指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書」を、該当年度の10月末日までに、東京都に届け出る必要があります（東京都地球温暖化対策指針第1編第8-3参照）。

翌年度以降については、地球温暖化対策計画書に「中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書」を添付することにより届け出ます。

なお、この記入要領では、指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書の作成方法について説明しますが、マイクロソフトのEXCELを利用することを前提として構成しています。EXCELファイルは、環境局地球温暖化対策の総量削減義務と排出量取引制度のホームページ内

[（https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large\\_scale/documents）](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents)

で公表いたします。ダウンロードしてご利用ください。

EXCELファイルの機能（使い方）は、「特定温室効果ガス排出量算定報告書記入要領」を参考にしてください。

# 1 指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書について

○ 提出が必要となる条件

指定地球温暖化対策事業所又は指定相当地球温暖化対策事業所のいずれにも該当しない事業所が「前年度の原油換算エネルギー使用量が年間1500キロリットル以上かつ中小企業等が二分の一以上を所有する」に該当した場合

(注1) 2024年度提出の場合、2023年度のエネルギー使用量及び所有割合になります。

(注2) 原油換算エネルギー使用量は、特定温室効果ガス排出量算定報告書を利用することで、確認できます。対象条件の判断にお使いください。

○ 提出期限

上記に該当した年度の10月末日まで

○ 提出書類

名 称	部 数	備 考
1. 指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書	1部	この記入要領で説明いたします。
2. 特定温室効果ガス排出量算定報告書（以下「算定報告書」という。） ⇒ <u>原則前年度について算定したもの</u>	1部	対象事業所におけるエネルギー使用量を入力することで、特定温室効果ガスの排出量を算定する様式です。別途、専用の記入要領がございますので、そちらを参照してください。
3. 中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書	1部	中小企業等の所有が二分の一以上であることを確認する様式です。別途、専用の記入要領がございますので、そちらを参照してください。
4. 所有等割合計算書	1部	中小企業等の所有等割合を計算する様式です。別途、専用の記入要領がございますので、そちらを参照してください。
5. 義務対象外となる中小企業者について	各1部	所有等割合の要件(事業所全体の二分の一以上)を満たす中小企業者の情報を記入する様式です。別途、専用の記入要領がございますので、そちらを参照してください。

「紙」及び「電子データ」両方を提出して頂きます（電子データは1から5まで）。

○ 届出後、東京都より「指定相当地球温暖化対策事業所該当(非該当)確認等通知書（第2号様式）」を送付して確認結果をお知らせします。

※その他、必要に応じて提出又は提示を求めるものの例（以下の根拠資料は例示となります）

根拠資料	確認する事項
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地家屋名寄帳等</li> <li>・国有・公有財産台帳等</li> <li>・工事落成書（施設）</li> <li>・設置届（施設）</li> </ul>	建物・施設の所有者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法の検査済証等</li> </ul>	事業所の使用開始日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法の確認申請等</li> </ul>	事業所床面積の用途内訳
<ul style="list-style-type: none"> <li>・単線結線図、しゅん工図面等</li> </ul>	燃料等使用量監視点の確認、床面積の用途確認等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・熱供給事業法に基づく事業に係る申請書等</li> </ul>	熱供給事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気事業法に基づく小売り電気事業者・一般送配電事業者を証する資料（事業の届出書等）</li> </ul>	電気事業者
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業報告書</li> <li>・子会社又は親会社の商業登記簿謄本</li> </ul>	子会社・親会社等の資本金、業種、従業員数、役員の兼務状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・購買伝票</li> <li>・設備の運転記録・帳票等</li> <li>・エネルギーの系統図</li> <li>・その他計算に用いた数値の根拠資料</li> </ul>	排出係数等の計算の確認
<ul style="list-style-type: none"> <li>・印鑑証明書</li> </ul>	押印の確認

※上記以外にも、指定相当地球温暖化対策事業所に関するガイドラインに記載されている、「削減義務対象外にならない中小企業者」を確認するための資料をお願いしています。

## 【参考】中小企業基本法上の中小企業者

中小企業者とは、業種分類ごとに資本金・従業員数のいずれかが下表の数値以下である事業を営む会社及び個人です。

業種分類	資本金又は出資総額	常時使用従業員数
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

本制度において当該企業が中小企業者であるかどうかについては、算定年度の年度末（3月31日現在）で判断します。

この表に該当する場合であっても、削減義務対象外の中小企業者に該当するかの判断の詳細は、「中小企業等が二分の一以上所有する指定相当地球温暖化対策事業所に関するガイドライン」を御確認ください。

なお、今年の4月1日以降に所有者の変更等の理由により、「中小企業等が二分の一以上所有」に該当しなくなる場合は、P15「お問合せ先」の連絡先に御連絡ください。

## 2 指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書の記入例

セルの色分けはありません。入力が必要な箇所のみ記入してください。

(第1号様式)

※記入例

**その i**

東京都知事 殿

届出者

住所 東京都千代田区●町一丁目1番1号

氏名 株式会社 東京○○○

代表取締役 □□□□

法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

事務手続の委任を行う場合でも、**代理人の捺印は必須です。**

**代表者印**

プルダウンの詳細は P6 その i 「届出者」の表を参照してください。

氏名欄は次のとおり記載してください。

- ・上のセル  
(法人の場合) ⇒ 法人名称  
(個人の場合) ⇒ 空欄
- ・下のセル  
(法人の場合) ⇒ 代表者の資格名称 (※) 及び氏名  
(※) 印鑑証明書や登記簿の記載と合わせてください。  
(個人の場合) ⇒ 氏名

事業所該当届出書

断し  
り届

対象となるビルや工場等の名称

- ・○○工場
- ・○○事業所
- ・○○センター等

事業所の名称	新宿○○ビル	
事業所の所在地	新宿区西新宿二丁目8番1号	
事業所の概要	別添のとおり	
連絡先	会社名	株式会社 東京○○○
	郵便番号	○○○-○○○○
	住所	東京都千代田区□□町一丁目1番1号
	所属名	総務部環境課
	担当者名	大江戸 花子
	電話番号	03-□□□□-△△△△
	FAX番号	03-△△△△-○○○○
	メールアドレス	ooedo_hanako@△△△.co..jp
備考		

※受付欄

**その ii**

**その iii**

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

### その i : 提出年月日、住所、氏名、捺印

#### 「年月日」

実際に東京都へ提出する日を記入します。

#### 「届出者」

下表の届出者の区分により、プルダウンから適切なものを選択してください。

N o.	プルダウンの選択内容	記入された方の立場		その他の所有事業者 又は温室効果ガス排 出責任者の状況
		所有事業者	代理人	
1	届出者	○	-	いない
2	届出者(他の届出者は別紙「届出者一覧」のとおり)	○	-	いる
3	届出者兼別紙「届出者一覧」記載の者の代理人	○	○	いる
4	別紙「届出者一覧」記載の者の代理人	-	○	いる

#### 「住所・氏名・捺印」

届出者の情報を記入します（法人の場合は、住所が本拠地、氏名が法人名とその代表者の氏名を記入します。なお、印鑑については法務局に登録している代表者印を押印してください。）。

※ 届出者が複数の場合は、別途「届出者一覧」を添付します。記入例に関しては次頁を参照してください。なお、届出者一覧の書式は、同EXCELファイルの別シートを参照してください。

※ 代表者の肩書は印鑑証明書や商業登記された役職名称を記載してください。

### その ii : 事業所の名称・所在地

#### 「事業所の名称」

事業者名ではなく、事業所の名称（建物が複数の場合にあっては、その総称又は連名）を記入してください。

#### 「事業所の所在地」

事業所の所在地を記入してください。なお、所在地住所の記載は“丁目”“地番”を省略しない **正式な住居表示** を記入してください。また、丁目は漢数字で記載してください。

建物が複数ある場合で、それぞれ住所が異なる場合には、代表となる住所を記載してください。

### その iii : 連絡先

連絡先には問合せ等の窓口となる方の、連絡先の住所、部署、担当者氏名、連絡先（電話、FAX、メール）、その他備考等を記入してください。必ずしも（その i）で記載した会社に所属している方でなくとも結構です。この書類についての問合せに責任をもって対応できる方を記載してください。また、今後の説明会等の御案内の送付先とさせていただきます。

※届出者が複数存在する場合の添付書類

※記入例

届出書(P5)に入力した申請日が自動入力されます。

2024 年 9 月 1 日

指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書の届出者一覧

(住所及び氏名の欄は、法人にあっては、法人名、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入する。)

指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書の

届出書(P5)(そのii)で入力した、事業所の名称・所在地が自動入力されます。

名称 : 新宿〇〇ビル

所在地 : 新宿区西新宿二丁目8番1号

そのiv

住所 東京都港区 区〇〇町一丁目1番1号

代表

氏名 株式会社 〇〇商事  
代表取締役 〇〇〇〇

所有者となる方**全員分**を記入してください。また、記入欄は飛ばさずに、上から順番に記入してください。ただし、届出書(P5)の右上に記入した方はここでの記載は不要です。

住所 東京都中央区 区〇〇町一丁目1番

氏名 株式会社 △△不動産  
代表取締役 △△△△

代表  
印  
者印

住所 東京都立川 区〇〇町五丁目5番5号

氏名 株式会社□□  
代表取締役 □□□□

代表

住所 東京都葛飾 区〇〇町7番7号

氏名 東京 花子

氏名欄は次のとおり記載してください。  
 ・上のセル  
 (法人の場合) ⇒ 法人名称  
 (個人の場合) ⇒ 空欄  
 ・下のセル  
 (法人の場合) ⇒ 代表者の資格名称(※)及び氏名  
 (※) 印鑑証明書や登記簿の記載と合わせてください。  
 (個人の場合) ⇒ 氏名

住所 都

氏名

※必ず全員分捺印してください。  
 (ただし、事務手続きの委任を行い、「委任状」を添付する場合は捺印不要です。)

印刷範囲の初期設定が7名までとなっています。義務者となられる方が8名以上いる場合は、印刷範囲を拡大して使用してください。

#### そのiv：届出者の住所、氏名、捺印

- (その i) で記入した届出者以外の所有者の情報を記入します。
- 法人の場合は、住所が本拠地、氏名が法人名とその代表者の氏名を記入します。
- **代表者の肩書は印鑑証明書や商業登記された役職名称を記載してください。**
- 印鑑については法務局に登録している代表者印を押印してください。

※ 「事務手続の委任」を行っている場合は、ここでの捺印は不要です。

※ 届出者は、入力欄を飛ばさずに、必ず上から順番に入力してください。

※ 届出者の入力が入力欄に収まらない場合は、EXCEL 様式上の印刷範囲を拡大してください。(印刷境界の下側をドラッグすることで拡大できます。) なお、入力欄は最大 400 名分用意しています。

※ 届出者は、原則として事業所の所有者です。

#### 【指定相当地球温暖化対策事業所該当通知書について】

- 指定相当地球温暖化対策事業所該当通知書は、事業所の所有者へ送付します。

#### 【事業者控について】

- 事業者控を必要とする場合、正本となる「指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書」の押印原本（コピー不可）の他に、事業者控となる書面（コピー可）を一緒に提出してください。受付印を押印し、事業者控となる書面を返却します。
- 正本と事業者控の混同を避けるため、正本と事業者控が識別できるよう付箋等の措置を施してください。
- 郵送にて提出する場合は、返送用封筒（返送あて先を記入し、切手を貼付したもの）を同封してください。



### その2-①：所有事業者の氏名

表紙となる届出書（そのi）と同様です。また、区分所有者など所有者が複数存在する場合は、全員分の氏名を記入してください。記入欄が不足する場合には、シート「その2-2」に記入してください。法人の場合は法人名のみ記入し（代表者名、支店名等を記入する必要はありません。）、個人の場合は個人の人数の合計を記入します。

### その2-②：事業所

表紙となる届出書（そのii）と同じ内容を記入します。

### その2-③：事業の業種「分類番号」「産業分類名」

本記入要領の「3 補足資料」に記載している日本標準産業分類に従って、プルダウンで分類番号（左側：大分類、右側：中分類）を選択します。この作業により、分類番号と産業分類名が自動的に表示されます。

建物等が複数ある場合で、それぞれ業種が異なる場合は、事業規模として大きいものを選択してください。

### その2-④：主たる用途

「主たる用途」とは、「その1-③」の事業の業種に関係なく、最も大きな用途を指します。

この項目は、その1-⑤の「用途別内訳」項目に数値を入力することで、その対象事業所の建物等の主たる用途が自動入力されます。

### その2-⑤：建物の面積

#### 「建物の延べ面積」

建築確認申請等で記載されている、事業所の延べ床面積（建物が複数の場合にあっては合計値）をそのまま記入します。なお、熱供給事業所は熱供給先面積を「工場その他上記以外」に記入してください。

#### 「用途別内訳」

用途別の床面積を記入します。

※ 様式での面積の表示は、小数点3桁目を四捨五入し、小数点2桁までを表示しています。

※ 共用部分の面積は、駐車場を除く共用部分以外の用途ごとの面積比率で按分して、それぞれの用途に割り振ってください。ただし、共用部分であっても特定の用途にのみ使用されることが明らかな場合は、按分せずに当該用途に従属するものとして取り扱います（例：複合用途ビルにおける、事務用途のみが存在するフロアの廊下・トイレ等は、事務用途に含まれます）。

※ 熱供給事業所は供給先の面積を「工場その他上記以外」に記入してください。

※ 電気供給事業所は発電所・変電所の建屋の面積を「工場その他上記以外」に記入してください。

### その2-⑥：事業の概要

事業所の概要（建物の形態、事業所の活動の概要等）を記入します。

### その2-⑦：敷地面積

建築確認申請等で記載されている、事業所全体の敷地面積を記入します。なお、熱供給事業所又は電気供給事業所の場合、敷地面積は記入不要です。

※ 様式での面積の表示は、小数点3桁目を四捨五入し、小数点2桁までを表示しています。

# ※記入例

(第1号様式 その3)

(3) 特定テナント等相当事業者の要件に該当するテナント等事業者

テナント等事業者の氏名 (法人にあつては名称)	使用床面積	電気使用量
株式会社 ○○商事	30,000 m <sup>2</sup>	千kWh
株式会社 △△銀行 新宿支店	20,000 m <sup>2</sup>	千kWh
株式会社 ●●電気 データーセンター	m <sup>2</sup>	7,000 千kWh
	m <sup>2</sup>	千kWh
	m <sup>2</sup>	千kWh
	m <sup>2</sup>	千kWh
	m <sup>2</sup>	千kWh
	m <sup>2</sup>	千kWh
	m <sup>2</sup>	千kWh
	m <sup>2</sup>	千kWh

**その3-①**

特定テナント等相当事業者の要件に該当する場合のみ記入してください。その他のテナントは記載不要です。

床面積及び電気使用量の入力は、特定テナント等相当事業者の要件に該当する、どちらかの項目のみで結構です。

床面積の記入は、建物の共用部を除いた、**専用部の面積**を記入してください。

電気使用量の入力には、**前年度**の年間の使用電力量を記入してください。

2 前年度の温室効果ガスの排出の状況

原油換算エネルギー使用量	9,000 kL
特定温室効果ガス年度排出量	16,000 t (二酸化炭素換算)

※検証結果の添付は不要

**その3-②**

3 事業所の使用開始日

事業所の使用開始年月日  平成18年3月31日以前  平成18年4月1日以降 2019 年 5 月 8 日

**その3-③**

4 添付する書類

	△別紙 ( ) のとおり

**その3-④**

備考 △印の欄には、指定相当地球温暖化対策事業所該当届出書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。

### その3-①：特定テナント等相当事業者の要件に該当するテナント等事業者

#### 「テナント等事業者の氏名」

特定テナント等相当事業者の要件に該当するテナント等事業者が存在する場合に、氏名（法人にあっては名称）を記入します。なお、特定テナント等相当事業者に該当しない事業者は記入しないでください。

#### 「使用床面積」

特定テナント等相当事業者が使用している、専用部の床面積を記入します。なお、共用部の床面積は除外してください。

#### 「電気使用量」

特定テナント等相当事業者の年間電気使用量（前年度4月1日～3月末日まで）を記入してください。

#### ※ 特定テナント等相当事業者に該当する条件

中小企業等が所有する事業所のテナント等事業者であり、次のいずれかに該当するテナント等事業者。

1. 前年度末時点で5,000平方メートル以上の床面積を使用して事業活動を行っている。
2. 前年度4月1日から3月末日までの1年間の電気使用量が、600万キロワット時以上の事業活動を行っている。

### その3-②：前年度の温室効果ガスの排出の状況

対象事業所の前年度の「原油換算エネルギー使用量」及び「特定温室効果ガス年度排出量」について、算定報告書のその6で得られた計算結果を入力します。

### その3-③：事業所の使用開始日

対象事業所の使用開始日を選択します。事業所の使用開始日について該当するチェックボックスを有効にしてください。平成18年度4月1日以降を選択した場合は、右欄に具体的な使用開始年月日（しゅん工日等）を記入してください。

※使用開始年月日が確認できる根拠資料の提出を求める場合があります。

例）建築基準法の検査済証、鍵の引渡書、電力需給開始のお知らせ等

※事業所の使用開始日はエネルギーの使用開始日となります。そのため、営業開始日ではなく、しゅん工日等を事業所の使用開始日としています。

※複数の建屋がある場合は、最初に竣工した建屋の使用開始日としています。

※事業所の使用開始日が前年度より前であった場合は、過去年度の原油換算エネルギー使用量の確認をさせていただきます。

### その3-④：添付する書類

算定報告書、中小企業等の所有が二分の一以上であることの確認書、所有等割合計算書、義務対象外となる中小企業者について以外の添付書類がある場合、この欄に書類名称及び一連番号を記入してください。また、該当書類も同様に一連番号を記入して書類の参照を明確にしてください。

### 3 補足資料 【日本標準産業分類 大分類・中分類】

日本標準産業分類（1）

大分類		中分類	
A	農業, 林業	1	農業
		2	林業
B	漁業	3	漁業
		4	水産養殖業
C	鉱業, 採石業, 砂利採取業	5	鉱業, 採石業, 砂利採取業
D	建設業	6	総合工事業
		7	職別工事業(設備工事業を除く)
		8	設備工事業
E	製造業	9	食料品製造業
		10	飲料・たばこ・飼料製造業
		11	繊維工業
		12	木材・木製品製造業(家具を除く)
		13	家具・装備品製造業
		14	パルプ・紙・紙加工品製造業
		15	印刷・同関連業
		16	化学工業
		17	石油製品・石炭製品製造業
		18	プラスチック製品製造業(別掲を除く)
		19	ゴム製品製造業
		20	なめし革・同製品・毛皮製造業
		21	窯業・土石製品製造業
		22	鉄鋼業
		23	非鉄金属製造業
		24	金属製品製造業
		25	はん用機械器具製造業
		26	生産用機械器具製造業
		27	業務用機械器具製造業
		28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
		29	電気機械器具製造業
30	情報通信機械器具製造業		
31	輸送用機械器具製造業		
32	その他の製造業		
F	電気・ガス・熱供給・水道業	33	電気業
		34	ガス業
		35	熱供給業
		36	水道業
G	情報通信業	37	通信業
		38	放送業
		39	情報サービス業
		40	インターネット附随サービス業
		41	映像・音声・文字情報制作業
H	運輸業, 郵便業	42	鉄道業
		43	道路旅客運送業
		44	道路貨物運送業
		45	水運業
		46	航空運輸業
		47	倉庫業
		48	運輸に附帯するサービス業
		49	郵便業(信書便事業を含む)

日本標準産業分類（２）

大分類		中分類	
I	卸売業, 小売業	50	各種商品卸売業
		51	繊維・衣服等卸売業
		52	飲食料品卸売業
		53	建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業
		54	機械器具卸売業
		55	その他の卸売業
		56	各種商品小売業
		57	織物・衣服・身の回り品小売業
		58	飲食料品小売業
		59	機械器具小売業
		60	その他の小売業
		61	無店舗小売業
J	金融業, 保険業	62	銀行業
		63	協同組織金融業
		64	貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関
		65	金融商品取引業, 商品先物取引業
		66	補助的金融業等
		67	保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)
		68	不動産取引業
K	不動産業, 物品賃貸業	69	不動産賃貸業・管理業
		70	物品賃貸業
		71	学術・開発研究機関
L	学術研究, 専門・技術サービス業	72	専門サービス業(他に分類されないもの)
		73	広告業
		74	技術サービス業(他に分類されないもの)
		75	宿泊業
M	宿泊業, 飲食サービス業	76	飲食店
		77	持ち帰り・配達飲食サービス業
		78	洗濯・理容・美容・浴場業
N	生活関連サービス業, 娯楽業	79	その他の生活関連サービス業
		80	娯楽業
		81	学校教育
		82	その他の教育, 学習支援業
P	医療, 福祉	83	医療業
		84	保健衛生
		85	社会保険・社会福祉・介護事業
Q	複合サービス事業	86	郵便局
		87	協同組合(他に分類されないもの)
R	サービス業(他に分類されないもの)	88	廃棄物処理業
		89	自動車整備業
		90	機械等修理業(別掲を除く)
		91	職業紹介・労働者派遣業
		92	その他の事業サービス業
		93	政治・経済・文化団体
		94	宗教
		95	その他のサービス業
		96	外国公務
		S	公務(他に分類されるものを除く)
98	地方公務		
99	分類不能の産業		
T	分類不能の産業	99	分類不能の産業

## お問合せ先

総量削減義務と排出量取引制度 相談窓口

〒163-8001

新宿区西新宿 2-8-1 第二本庁舎 20 階南側

TEL : 03-5388-3438

E-Mail : [ondanka31@ml.metro.tokyo.jp](mailto:ondanka31@ml.metro.tokyo.jp)

- 1 総量削減義務と排出量取引制度について

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large\\_scale](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale)

- 2 条例・規則・指針・ガイドライン等について

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large\\_scale/rules](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/rules)

- 3 提出書類について

[https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large\\_scale/documents](https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/large_scale/documents)